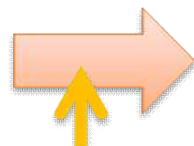


商業地等に係る固定資産税の概要

固定資産評価額
(地価公示価格の7割)



当該年度の
課税標準額

×

税率
(1.4%)

=

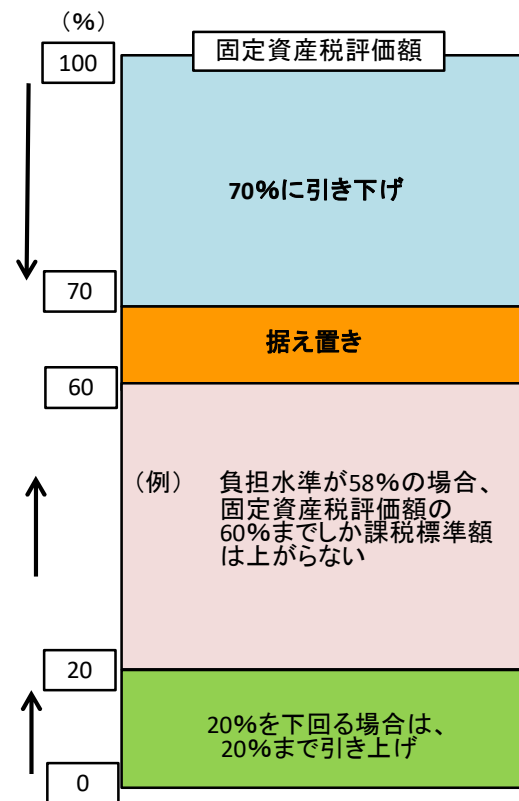
税額

負担調整措置(商業地等)

…固定資産税評価額の上昇に合わせて、税負担が急上昇することのないよう、「負担水準」に応じて固定資産税を緩やかに上昇させる措置

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}}$$

負担水準の値	今年度の課税標準額	前年度課税標準額との比較
70%以上	今年度の評価額 × 70% (※1)	前年度課税標準額より 引き下げ
60%以上 70%未満	前年度課税標準額	前年度課税標準額と 同額に据え置き
60%未満	前年度課税標準額 + (今年の評価額 × 5%) <small>ただし、上記が今年度の評価額の60%を上回る場合には評価額の60%が今年度の課税標準額となる。また20%を下回る場合には評価額の20%が今年度の課税標準額となる。</small> (※2)	前年度課税標準額より 引き上げ



2つの条例減額制度

- ※1 条例で負担水準の上限(通常70%)を引下げられる。
→東京都特別区が導入(上限を65%に引下げ)
- ※2 税負担が急増する土地について、条例で税額の伸びに上限を設定できる。
→東京都特別区、武蔵野市等の自治体が導入(前年度税額の1.1倍を上限に設定)